

陳情・要請

※文面は要約してあります。

地元産品奨励及び地元企業優先発注について(要請)

採 択

町で使用する物品等については、地元産品を優先使用して頂き、公共事業には地元企業を優先すると同時に、町民にも地元産品優先使用の意識の高揚を図って頂きますようお願い申し上げます。

県産品の優先使用について(要請)

採 択

1. 県産品の優先使用について、「県産品愛用宣言決議」をしていただき感謝を申し上げます。なお、今後も引き続き県産品の優先使用について啓蒙啓発に努めていただきますようお願い申し上げます。
2. 再生資源等を用いて製造された県産リサイクル製品について、優先使用していただきますようお願い申し上げます。

平成 20 年度社団法人全国シルバー人材センター事業協会定期総会決議にかかる要請について

採 択

シルバー人材センターは、制度発足以来四半世紀以上にわたって、地域の高齢社会を支える中核的な組織として活動を続けており、今日では、全国の 8 割の地域において多くの高齢者の方々が、地方公共団体等と連携して、地域の皆様の日常生活をサポートする事業を展開しています。こうしたセンターの活動は、会員の健康の維持・増進にも大きく貢献しており、会員の医療費・要介護者率は同世代の一般高齢者に比べて低く、社会的な課題となっている医療・介護財政の軽減にも寄与しています。

地方税法第 37 条の 2 及び第 314 条の 7 に基づく 条例改正について (要請)

採 択

地域における公教育の一翼を担う学校法人の高い公益性にかんがみ、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に基づき、住民の福祉の増進に寄与する寄付金として、沖縄県の該当する条例に下記の沖縄県市立大学協会加盟法人を住民税における寄付金控除の適用対象に指定していただくようお願い申し上げます。

「30人以下学級完全実現」のための陳情

採 択

- 一、「30 人以下学級」実施の年次計画を示し、計画的に早期に実現すること。
- 一、「30 人以下学級」に伴う条件整備（教室等）を計画的に進めること。

その他 陳情・要請

公共工事での事業用自動車（緑ナンバー）使用の指導方について	— 配 布
「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」採択求める陳情	— 配 布
学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情	— 文教厚生 常任委員会 付託
幼稚園の教育条件整備と臨時職員の待遇を求める陳情	— 配 布
「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情	— 配 布

## 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書

(提案理由)

国立病院は憲法 25 条に基づき国民の病院として展開してきました。沖縄県下におきましては結核・がん・筋ジストロフィー患者の受け入れは沖縄病院が担っている現状があります。また、他の国立病院は重症心身障害、神経難病、災害医療、へき地医療など民間では困難な分野を担っています。そこで国立病院は地域への医療提供体制に位置づけることが求められています。

よって、地域医療と国立病院の充実について提案致します。

記

1. 国立病院の廃止・縮小・民営化を行わないこと。
2. 地域の実情と地域住民の要望に応じて、国立病院の機能強化を図ること。
3. 医療の複雑高度化に対応し、安全でゆきとどいた医療・看護を提供するため、国立病院の医師・看護師をはじめ必要な人員を確保すること。

あて先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣

## 原油価格高騰対策に関する意見書

(提案理由)

原油価格高騰に端を発した混乱は、終息する兆しが見られず、今後生活のあらゆる面において、より深刻な影響をもたらすことが懸念される。離島県である本県においては、あらゆる物資を海運・空運に頼る状況から、原油価格の高騰は、輸送コストの増大につながり、物価上昇に直結する。

よって、本町議会は、国において、原油価格高騰に対するさまざまな助成策の実施など、抜本的対策を早急に講ずることを強く要請するために本案を提出する。

記

1. 原油価格高騰に苦しむ中小企業の資金調達を円滑化するため、中小企業向け金融・信用・補完の基盤強化を行うとともに、既往貸付金の返済繰り延べ等返済条件の緩和を行うこと。
2. 農林漁業用の燃油価格対策として関係閣僚会議で決定した価格調整基金の制度化等の価格安定対策や燃油使用料抑制のための農林漁業者への省エネ設備・機械の導入または拡充に対する支援措置を速やかに実施するとともに、その対象の拡大や基準の緩和等農林漁業者とその従事者が利用しやすい支援措置の充実と実施に努めること。
3. 農林漁業は他産業に比べ経費に占める燃料費の割合が特に高いことから、農林漁業用の A 重油・軽油・ガソリン価格の低減化を図る措置や価格高騰分の補てん措置等を講じるとともに、農林漁業の経営安定化に資する措置を広く農林漁業者及び従事者に対して講じること。
4. 県や市町村が行う緊急及び長期的な対策等に対して、十分かつ適切な支援を行うこと。

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 外務大臣 財務大臣  
農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 沖縄及び北方対策担当大臣